

長野県観光戦略推進本部設置要綱

(目的)

第1条 長野県観光を取り巻く環境の変化を踏まえ、本県観光施策を計画的かつ戦略的に推進するため、長野県観光戦略推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 本県観光に関する施策の総合的な調整及び効果的な推進に関すること。
- (2) その他本部長が必要と認める事項に関すること。

(本部)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、副知事をもって充てる。
- 4 副本部長は、本部長を補佐する。
- 5 副本部長（副知事の担当事務に関する規程（平成27年長野県訓令第2号）により交流観光県づくりを担当事務とする副知事）は、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 本部員は、別表第1に掲げる職にあるものをもって充てる。また、本部長が必要と認める場合は、有識者を本部員に委嘱することができる。
- 7 本部会議は、本部長が招集し、その会議を主宰する。
- 8 本部長は、必要があると認める場合に、本部の所掌事務に関する事項について、本部員以外の者に意見・助言を求めることができる。
- 9 本部会議は、原則公開とする。ただし、本部会議において公開が適当でないとする場合は、その全部又は一部を非公開とすることができる。

(連絡会議)

第4条 本部の運営を円滑に行うため、本部に連絡会議を置く。

- 2 連絡会議は、座長及び委員をもって組織する。
- 3 座長は、観光部長をもって充てる。
- 4 委員は、別表2に掲げる職にあるものをもって充てる。
- 5 連絡会議は、座長が招集し、その会議を主宰する。
- 6 座長は、必要があると認める場合に、委員以外の者を連絡会議に出席させ、意見を求めることができる。

(プロジェクト)

第5条 個別事項について検討を行うため、必要に応じ、本部にプロジェクトを設置することができる。

- 2 プロジェクトの組織、運営に関し必要な事項は別に定める。

(事務局)

第6条 本部の事務局は、観光部に置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の組織、運営等に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則 (平成28年6月7日)

(施行期日)

この要綱は、平成28年6月7日から施行する。

附 則 (平成28年9月21日)

(施行期日)

この要綱は、平成28年9月21日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日)

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年6月22日)

(施行期日)

この要綱は、平成29年6月22日から施行する。

附 則 (平成29年9月22日)

(施行期日)

この要綱は、平成29年9月22日から施行する。

附 則 (平成30年4月1日)

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年6月21日)

(施行期日)

この要綱は、平成30年6月21日から施行する。

附 則 (令和元年5月16日)

(施行期日)

この要綱は、令和元年5月16日から施行する。

附 則 (令和元年9月5日)

(施行期日)

この要綱は、令和元年9月5日から施行する。

附 則 (令和2年9月10日)

(施行期日)

この要綱は、令和2年9月10日から施行する。

附 則 (令和4年4月1日)

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

危機管理監、危機管理部長、産業政策監、企画振興部長、総務部長、県民文化部長、健康福祉部長、環境部長、産業労働部長、営業局長、観光部長、農政部長、林務部長、建設部長、公営企業管理者、教育長、佐久地域振興局長、上田地域振興局長、諏訪地域振興局長、上伊那地域振興局長、南信州地域振興局長、木曾地域振興局長、松本地域振興局長、北アルプス地域振興局長、長野地域振興局長、北信地域振興局長

別表 2 (第 4 条関係)

部局名	委員職名
危機管理部	消防課長
企画振興部	総合政策課長
総務部	人事課長、財政課長、税務課長
県民文化部	文化政策課長
健康福祉部	健康福祉政策課長
環境部	環境政策課長
産業労働部	産業政策課長、営業局次長
農政部	農業政策課長
林務部	森林政策課長
建設部	建設政策課長
企業局	経営推進課長
教育委員会事務局	教育政策課長

(以下、伺い定め)

別紙 (第 3 条関係)

	職 名	氏 名
本部員に委嘱する有識者	(一社) 長野県観光機構 理事長	野原 莞爾